

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革の基本方針の取組方針
第3-4(1) 統計リソースの計画的な確保及び再配分と最適配置等 ア 統計リソースの計画的な確保及び再配分と最適配置	<p>① 統計関係予算・機構定員等の抜本見直し・充実を図る。</p> <p>② 予算の充実・メリハリ、国・地方の効率的統計実施体制に向けた見直しを進める。</p>
	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
	<p>③ 既存のリソースの有効活用を図るとともに、EBPM推進体制の構築、GDP統計を軸とした経済統計の改善、ユーザーの視点に立った統計システム再構築と利活用促進、統計行政体制の見直しなど各般にわたる改革の確実な実施に必要なリソースを計画的に確保する。</p> <p>④ リソースの再配分と最適配置を促進し、新たな課題への対応のインセンティブを強化するメリハリのある体制整備を行う。</p>
	現行基本計画の該当項目
	<p>⑤ 統計リソースの確保及び有効活用に向けて引き続き不断の努力を行う。なお、各府省における統計リソースの確保及び有効活用の取組を支援するため、引き続き取組状況に関する情報の共有などを行う。</p> <p>⑥ 公的統計に共通する統計の作成方法・利活用等の研究を実施するとともに、各府省における統計の作成、企画等を支援するため、統計研修所における研究体制の整備及び研究機能の拡充を行う。また、同研修所を中心に、独立行政法人統計センターとの連携を図るなどして、各府省の要請に応じた統計の作成や調査実施計画の策定等を支援する。（平成27年度から実施する）</p> <p>⑦ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を果たすことが期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。 また、各府省を支援する観点から、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に係る各府省に共通する取組（一般用マイクロデータ（仮称）の作成、オンサイト利用等による調査票情報の利用、API機能の提供のためのデータ登録等）のうち、専門的な技術や知見を要し、一元的な検討・実施が効果的かつ効率的な事項については、独立行政法人統計センターの機能を最大限活用できるよう措置する。（平成26年度から実施する）</p>

<p>これまでの統計委員会の意見</p>	<p><平成26年度施行状況報告審議結果></p> <p>○ 我が国の厳しい行財政状況においては、統計リソースの確保は極めて難しい課題であるが、統計職員数の削減は、公的統計の品質という面からも大きな懸念材料となる。このため、各府省においては、(略)、社会の情報基盤としても有用な統計を作成・提供するため、統計リソースの確保に不断の努力を続けることが重要である。また、統計委員会としては、引き続き統計リソースの状況を注視することとする。</p> <p><経済産業省生産動態統計調査の変更に係る審議を踏まえたメモ></p> <p>○ 現在の状況下では、民間委託を活用するという対症療法的な取り組みだけではなく、適切な統計リソースの確保について関係方面の理解を得ることが必要と考えます。統計関係予算・機構定員等の抜本見直し・充実や人材育成といった統計リソースの強化に関しては、経済財政諮問会議等においても指摘がなされている状況にあり、統計委員会としても、公的統計が全ての政策の足下を支える不可欠な要素であるという認識の下、各府省の統計職員の削減に警鐘を鳴らし、その充実を求める必要があると考えます。</p>
<p>各種研究会等での指摘</p>	<p>—</p>
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<p>⑤ 毎年度、各府省における統計リソースの確保及び有効活用の取組を支援するため、歳出予算概算要求書の提出前及び提出後に、「統計リソース確保及び有効活用等に関するワーキンググループ」を開催し、予算概算要求及び機構定員要求の状況について、府省間の情報共有及び意見交換を実施している。</p> <p>⑥ 第32回統計リソース確保及び有効活用等に関するワーキンググループ（平成27年11月27日開催）において、各府省が統計調査計画を企画する際、統計技術的な課題が発生した場合に総務省政策統括官（統計基準担当）に相談してもらえば、統計研修所が支援する仕組みを示し、活用を促した。</p> <p>第4回経済財政諮問会議（平成28年3月24日開催）において、総務大臣から「政府統計の精度維持・向上に向けた取組について」が提出された。</p> <p>同取組においては、新たな統計行政機能の改善・強化の方向性として、総務省における新たな体制づくりが示され、統計委員会及び各府省の統計改善業務を支援するため、統計技術改善支援PT（仮称）を統計研修所に設け、統計技術改善に関する技術的手法等について、研究開発を行うとされた。</p> <p>これを受け、統計研修所において、平成28年3月28日に「統計技術改善支援プロジェクトチーム設置要綱」を定め、統計局所管統計の標本設計、欠測値補充方法等の実態把握を実施した。</p> <p>統計研修所における研究体制の整備及び研究機能の拡充を目的として、平成29年4月1日から「統計技術の研究」に関する事務を統計局から統計研修所に移管し、併せて統計研修所の名称を「統計研究研修所」に変更した。</p> <p>⑦ 政府統計共同利用システム（統計情報データベース及びAPI機能）の統計情報データベースに統計データが登録されていなかった一般統計（19統計）について、平成28年度に、政府統計共同利用システムを運用・管理している独立行政法人統計センターで登録作業を実施した。</p> <p>一般用マイクロデータについては、ユーザーニーズを踏まえ、総務省統計局と独立行政法人統計センターにおいて、平成27年度に提供を開始した平成21年全国消費実態調査の一般用マイクロデータの改善に向けた検討及び作成を行い、平成28年12月22日から統計センターのHPから提供を</p>

	<p>開始した。また、作成手法について、引き続き、統計センターのリソースを活用し、更なる改善に向けた検討及び作成作業を行っている。</p> <p>リモートアクセスを活用したオンライン利用については、総務省と統計センターで検討を行い、中央データ管理施設の管理を行う者として統計センターのリソースを活用することを念頭に、大学等研究機関との連携も含め、実現に向けた具体化を進めている。また、一部の大学等と連携し、試行的な運用を行っている。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計リソース(予算・人員)については、その再配分と最適配置を促進するなどして、既存の統計リソースの有効活用を図るとともに、GDP統計を軸とした経済統計の改善、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進など、統計改革の実現に必要な統計リソースを計画的に確保する必要があるのではないか。なお、人的リソースについては産官学の連携等を通じた取組を行うことを本文に記載してはどうか。(①～④) ○ 各府省における統計リソースの確保及び活用に当たっては、その取組の情報共有に加え、他府省と共有すべき新たな技術や有効な取組などについて、統計委員会等を通じ、引き続き情報共有を図る必要があるのではないか。(⑤) ○ 総務省において、公的統計に共通する研究及び各府省に対する支援を行うため統計研究研修所の体制整備を進めていることから、今後は研究の推進及び各府省等への支援を推進する必要がある。なお、統計研究研修所における研究の推進及び各府省等への支援は、10/19共通基盤WGの審議において、統計に共通する課題の研究・各府省等への支援に取り組むと整理済み。(⑥) ○ 総務省は、今後も調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を担うことが期待されている独立行政法人統計センターについて、必要なリソースを引き続き確保するよう努める必要があるのではないか。(⑦) <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ GDP統計を軸とした経済統計の改善や、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進などの実現に必要な統計リソースについて、既存の統計リソースの有効活用を図るとともに、計画的に確保する。また、統計委員会を中心に統計リソースを集中すべき重点分野を定める。(総務省、各府省) ○ 統計リソースの確保及び活用に関する他府省と共有すべき新たな技術や有効な取組などについて、統計委員会等を通じ、引き続き情報共有を図るとともに、先例となるべき新たな取組、業務の見直しなどに関する推奨事例の横展開に取り組む。(総務省、各府省) ○ 調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を担うことが期待されている独立行政法人統計センターについて、引き続き必要なリソースの確保に努める。(総務省)
<p>備考(留意点等)</p>	<p style="text-align: center;">—</p>